

ごみ処理費用の負担のあり方に係る中間とりまとめ（案）

ごみ処理費用への受益者負担制度（有料化）の導入は、排出者である市民からごみ処理費用の一部を手数料として負担を求めるもので、既に多くの市町村で導入されています。

国においても、平成 17 年 5 月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、ごみ処理費用の有料化の推進を図るべきとの方針を打ち出しています。

仙台市においては現在、毎週決められた曜日に収集している生活ごみ（「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」及び「缶・びん・ペットボトル等」）の処理費用は無料となっていますが、仙台市廃棄物対策審議会においては、これを有料化とした場合の制度の骨格案を検討してきました。

以下の「中間とりまとめ」は、これまで検討を進めてきた内容を整理したものです。今後市民の意見を伺いながら、最終とりまとめに向けてさらに検討を進めていきます。

1 目的

(1) 費用負担の適正化

毎週決められた曜日に収集している生活ごみの処理費用は、平成 17 年度実績で 79 億円にも上っていますが、その費用はすべて税で賄われ、排出量に応じて費用負担する仕組みにはなっていません。ごみを排出する市民一人ひとりが排出量に応じて処理費用の一部を負担する仕組みについて検討を進めます。

(2) ごみの発生・排出抑制とリサイクルの一層の推進

ごみ処理費用の負担により、経済的インセンティブ（動機づけ）が働き、ごみの発生・排出の抑制とともに、資源化可能なごみは分別しようとする意識が高まることが期待できます。これにより、ごみの発生・排出抑制とリサイクルの一層の推進を図ります。

* 有料化を実施した市町村では、ごみの減量効果が現れ、併せて実施する新たな施策によっては、より効果が上がることが確認されています。

2 対象範囲

【表 1：有料化の対象とする生活ごみ】

家庭ごみ	対象とします
プラスチック製容器包装	
缶・びん・ペットボトル等	引き続き検討を進めます

(1) 「家庭ごみ」と「プラスチック製容器包装」

「家庭ごみ」のほか、「プラスチック製容器包装」についても対象とするのが適当と考えます。

「プラスチック製容器包装」は、一層の分別促進を目的として、これまでどおり無償にする考えもありますが、循環型社会形成の上で重要な3Rの中でも最も優先すべきごみの発生抑制（リデュース）を進めるためには、有料化の対象とすることが適当と考えます。

(2) 「缶・びん・ペットボトル等」の取扱い

ごみの発生抑制の観点からは、「缶・びん・ペットボトル等」も有料化の対象に含めるべきですが、そのためには現在のコンテナ収集から袋収集にごみ収集方式を変更する必要があります。

その場合、びん類の破損等によるリサイクル率の低下など、収集方式の変更に伴って生じる課題点が多々考えられます。今回の有料化導入の検討は、「ごみの発生・排出抑制とリサイクルの一層の推進」を目的の一つとしていることを考慮すると、対象範囲に含めるかどうかは、市民意見を踏まえ、引き続き検討していくこととします。

3 手数料の設定

(1) 手数料の負担方法

有料化する場合には、ごみの排出量に応じた費用負担、ごみの減量効果、制度のわかりやすさ等の観点からは、排出に使用する指定袋の枚数に応じて費用を負担するのが適当と考えます。

市民は、市が製造した指定袋を定められた価格（手数料）で購入することにより、ごみ処理費用の一部を負担することになります。

- * 現在の指定袋は、市が定めた規格に基づいて製造することを承認された民間企業が製造し販売しているもので、指定袋の売上金は、市の収入とはなっていません。

(2) 手数料の水準

【表2：指定袋1枚当たりの手数料】

	家庭ごみ	プラスチック製容器包装
大袋（45ℓ）	50円程度	25円程度
中袋（30ℓ）	（33円程度）	（16円程度）
小袋（15ℓ）	（16円程度）	（8円程度）

① 家庭ごみ

45ℓ袋 1 枚当たりのごみ処理費用は 146 円程度要しているところですが、市民にとって過重な負担とならず、ごみの発生・排出抑制とリサイクル推進の動機づけに期待できる金額としては、既に有料化を実施している同規模の都市を参考にすると、45ℓ袋を基準とすれば、1 枚当たり 50 円程度が適当と考えます。

② プラスチック製容器包装

一層の分別促進を図るためには「家庭ごみ」より低く設定する必要がある、「家庭ごみ」の半額程度とするのが適当と考えます。

③ 指定袋の種類（大きさ）

各家庭のごみ排出量は、世帯の構成人数等により異なります。ごみ排出量に応じた選択ができるように、「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」ともに、現行の指定承認袋と同様、大（45ℓ）・中（30ℓ）・小（15ℓ）の 3 種類を作製し、排出量に比例した手数料を設定することが基本になると考えます。

また、一層のごみの排出抑制を促すためには、小（15ℓ）よりも小さな袋も必要との意見もありますが、単純に排出量に応じた手数料とすると、袋製造・流通経費を賄えなくなるという課題があるため、市民意見を踏まえ、さらに検討を行う必要があります。

【表 3：手数料と 1 袋当たりのごみ処理費用】

① 家庭ごみ

	手数料 A	袋製造・流通経費 B	C(=A-B)	1袋当たり処理費用 D	C/D
大袋(45ℓ)	50円程度	10円	40円	146円	27.4%
中袋(30ℓ)	(33円程度)				
小袋(15ℓ)	(16円程度)				

② プラスチック製容器包装

	手数料 A	袋製造・流通経費 B	C(=A-B)	1袋当たり処理費用 D	C/D
大袋(45ℓ)	25円程度	10円	15円	60円	25.0%
中袋(30ℓ)	(16円程度)				
小袋(15ℓ)	(8円程度)				

【表 4：家計負担の例】

毎回大袋（45ℓ）で排出する場合は……

家庭ごみ 週2回 大袋(45ℓ) で計8回
プラスチック製容器包装 週1回 大袋(45ℓ) で計4回
1ヶ月の負担額 500円

一層のごみ減量に努めて中袋（30ℓ）の排出で済めば……

家庭ごみ 週2回 中袋(30ℓ) で計8回
プラスチック製容器包装 週1回 中袋(30ℓ) で計4回
1ヶ月の負担額 (328円)



④ 地域清掃ごみ袋の取扱い

ボランティア清掃やまちぐるみ清掃により収集したごみについては、従来どおり無料で収集すべきと考えます。

4 有料化導入に併せて実施すべき施策

有料化を導入するに当たっては、以下の施策を併せて実施することが重要と考えます。市民意見を踏まえて、期待される効果や費用面を検証しながら、具体的な施策の検討を進めていくことが望まれます。

(1) ごみの発生・排出抑制とリサイクル推進の充実策

特に「家庭ごみ」には依然として再生利用が可能な紙類が約3割含まれています。現在モデル事業として実施している、ごみ集積所を活用した古紙等の定期回収支援事業の効果等も見極めながら、再生利用が可能な紙類の分別・リサイクルが一層促進される体制の充実を図ることが重要です。

(2) 手数料収入の用途

収入した手数料については、現在のごみ処理費用に充当するだけでなく、新たな環境施策の展開や各種施策の充実など、市民の目に見える形での活用を検討する必要があります。

(3) 不法投棄・不適正排出対策

市民啓発やごみ集積所における指導を強化するなど、住環境の悪化を招かぬように必要な対策を講じることが必要です。

(4) 指定袋の購入

指定袋は市民が容易に購入できるように、市内に指定袋取扱店を多数確保するように努める必要があります。

(5) 情報公開

ごみ処理費用の有料化は、市民生活に新たな負担を生じさせるものであるため、導入に当たっては、仙台市のごみ処理費用の状況や制度導入に要する経費について情報公開に努め、市民の理解を得ることが重要です。

(6) 学ぶ機会づくり

市民意識を向上させ、一層の協力を得るためにも、仙台市のリサイクルの仕組みについて学ぶ機会をさらに広げていく必要があります。

(7) 近隣自治体との連携

仙台市の施策は近隣の自治体の取り組みに影響を与えることがあるため、近隣自治体とは情報交換を密に行いながら検討を進めることが大切です。